

# 2022年度 事業報告書

2022年4月 1日から

2023年3月31日まで

学校法人清友学園

## 1. 法人の概要

名 称 学校法人 清友学園（昭和16年4月2日法人設立）

代表者 理事長 鳥井 敏孝

住 所 八尾市柏村町1丁目57番地

電 話 072-922-2023

FAX 072-922-2035

設置する学校

住 所 八尾市柏村町1丁目57番地

名 称 清友幼稚園

役 員

理 事 6名

監 事 2名

評議員 15名

理事会 11回開催

評議員会 2回開催

職 員 37名

## 2. 事業の概要

（ 清友幼稚園 ）

《教育方針》

心身共に健康で情操豊かな子どもに育む。

誰とでも手をつなぎあっていける子どもに育む。

人の話をしっかり聞ける子どもに育む。

《教育内容》

全ての園児が主体的に遊ぶことのできる安全で衛生的な環境を整え、基本的な生活の面で個々に合わせた支援を行う。自然に恵まれた環境の中で、遊びや体験を通じて、知識の習得と同時に自立心・社会性・表現力を養う。

《園児数》

	3歳児		4歳児		5歳児		満3歳児	
	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数
定員	5	120	4	140	4	140		
2020年度	3	73	3	80	3	74	1	20
2021年度	4	77	3	79	4	87	1	22
2022年度	4	85	3	83	4	79	1	17

《保育時間》

① 開園時間	
月～金曜日	7:30～18:30
土曜日	7:30～18:30
② 教育標準時間認定に関する保育時間	
月・火・木・金曜日の保育時間	9:00～14:00
水曜日の保育時間	9:00～12:00
月・火・木・金曜日の預かり保育	14:00～17:00
水曜日の預かり保育	12:00～17:00
早朝保育時間	7:30～9:00
延長保育時間	17:00～18:30
③ 保育標準時間認定に関する保育時間	
月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	7:30～18:30
土曜日の保育時間（11時間）	7:30～18:30
④ 保育短時間認定に関する保育時間	
月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	9:00～17:00
土曜日の保育時間（8時間）	9:00～17:00
早朝保育時間	7:30～9:00
延長保育時間	17:00～18:30

《諸経費》

項目	1号認定	2・3号認定
入園準備金	30,000円	30,000円
施設設備費	10,000円	10,000円
保育料	各市が定める金額	各市が定める金額
教育充実費（月額）	1,000円	1,000円
施設協力費（月額）	1,000円	1,000円
教材費（月額）	1,000円	1,000円
行事費（月額）	1,000円	1,000円
学校スポーツ保険料	250円	250円

《預り保育の時間及び費用》

預かり保育	＜1号認定こども＞	
【 日額制 】	14：00～17：00	500円（おやつ代50円含む）
	12：00～14：00	250円（お弁当持参・おやつ無し）
	12：00～17：00	750円（お弁当持参・おやつ代50円含む）

早朝・延長預かり	＜1号認定こども＞＜2号認定こども（保育短時間）＞	
【 月額制 】	7：30～ 8：30	3,000円
	8：00～ 8：30	1,000円
	17：00～ 17：30	1,500円
	17：00～ 18：00	3,000円
	17：00～ 18：30	5,000円

《行事予定》

入園式、こどもの日、プール遊び、七夕会、夏まつり、運動会、遠足、飯盒すいさん、音楽会、クリスマス会、絵画展、観劇会、おひな会、お別れ会、卒園式

《施設関係》

園地面積 5,967㎡ 運動場面積 3,285㎡

園舎面積 2,907㎡（遊戯室266㎡、図書室64㎡）

《設備関係》

教室エアコン新設工事4台、全館wi-fi設置工事、お砂場ハウス等

《事業報告》

わが国は、新型コロナウイルスの影響による婚姻率（人口千人当たり件数、2015年～19年の平均4.9から、20年4.3、21年4.1）の低下、既婚女性の出産控え、加えて未婚女性の希望子ども数が2人から1.58人を下回る状況となり、2022年の出生数は、79万9千人（日本人の確報ベースでは77万人）と超少子化が進んでいる。岸田総理大臣は、出生率を反転させるため、従来とは次元の異なる少子化対策の実現を表明し、4月には子ども家庭庁をスタートさせ、「こども未来戦略会議」を開催し、6月の骨太方針までに将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示す決意を改めて表明した。

一方、教職員採用も厳しい状況が続いており、府内の養成校においては、募集定員を大幅に割り込み、採用不安の解消には程遠い状況である。

また、第211回国会においては、私立学校法の改正が可決され、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、評議員・評議員会の権限強化の見直しを中心に寄付行為の全面改訂の手続きが予定されている。

自己評価については、確実に実施し公表しているが、その自己評価の内容を学校関係者評価委員会で十分検討して頂き、別紙のとおり纏め公表に努めた。

財務面では、事業活動収支計算書より、教育活動収入計が206,776千円（前年度180,016千円）、教育活動支出計196,284千円（前年度176,696千円）、教育活動収支差額10,492千円（前年度3,320千円）、経常収支差額比率5.08%（前年度1.85%）となった。

また、人件費比率（人件費／教育活動収入計＋教育活動外収入計）は、62.55%（前年度62.74%）となり、前年度より低下した。

翌年度繰越支払資金は、当年度の保持すべき資金（第4号基本金）の額を相当上回る額の支払資金を保持できているので、資金繰りに問題ない。

### 3. 財務状況

別紙参照